

## 奨励金に関する重要なお知らせ

事業者の皆様へ

本県の労働行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度より実施しておりました「山形県正社員化・所得向上促進事業奨励金」事業につきましては、令和2年度末を以て終了となりましたのでお知らせします。

令和3年3月31日まで正社員転換または所得向上を実施した場合で、転換等の実施報告書を県に提出している事業者様につきましては、令和3年度において奨励金支給の対象となる場合がありますので、忘れずにお手続きくださるようお願いいたします。

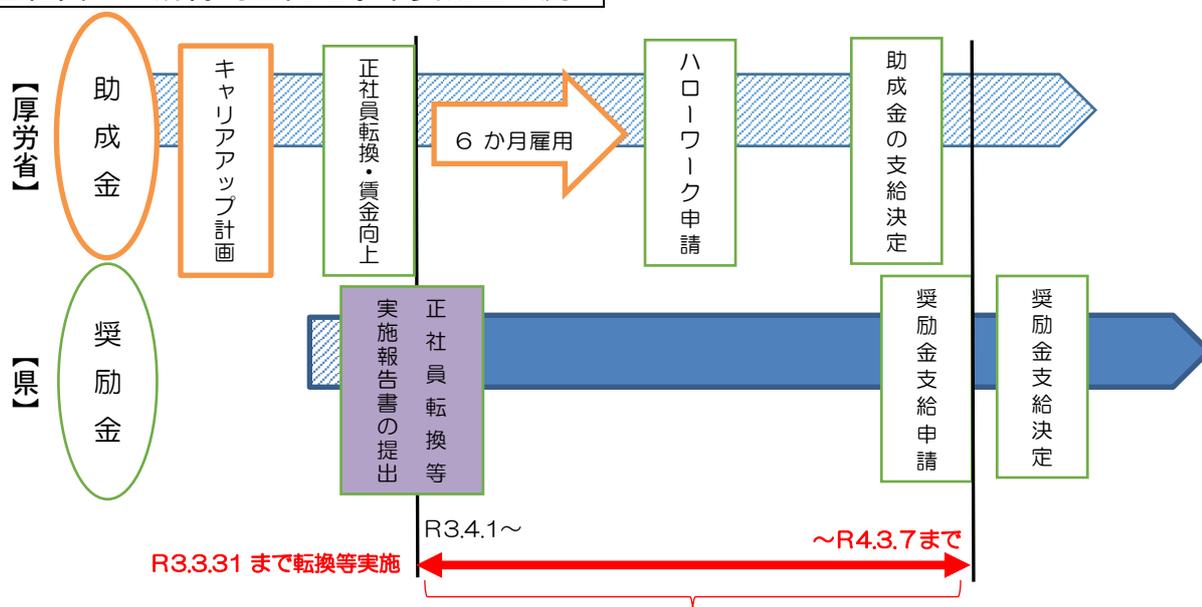
### ■今後の奨励金支給申請について

奨励金支給申請の受付期限は、

**キャリアアップ助成金支給決定日から30日以内 または  
令和4年3月7日(月)のいずれか早い方**となりますのでご注意ください。

以下、申請期間をご確認のうえ、お手続きくださるようお願いいたします。

### 正社員化・所得向上促進事業奨励金の流れ



**県の奨励金支給申請書提出期間**  
この期間に忘れずにお手続きください。

対象事業者 (チェック✓)

- 令和3年3月31日までに正社員転換または所得向上が完了している
- 転換等実施後、60日以内に県あて実施報告書(様式第1号)を提出している
- キャリアアップ助成金の支給決定を受けた日を含め30日以内の申請である(ただし、令和4年3月7日まで)